専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年11月26日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のと おり専決処分をする。

令和7年10月14日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年8月19日鹿沼市久保町地内の市道上において発生した事故による相手 方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 7,340円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関し ていかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。
- 3 相 手 方 市内在住者

※「3相手方」については、個人情報保護の観点から表示していません。